

平成28年土佐清水市議会定例会4月会議会議録

第1日（平成28年 4月19日 火曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第6号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）

報告第7号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第8号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第9号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について）

報告第10号 専決処分した事件の報告について（住宅使用料の債権放棄について）

議案第43号 宿泊温泉施設足摺テルメの指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 田中耕之郎君 | 2番  | 岡本詠君  |
| 3番  | 細川博史君  | 4番  | 前田晃君  |
| 5番  | 浅尾公厚君  | 6番  | 森一美君  |
| 7番  | 小川豊治君  | 8番  | 西原強志君 |
| 9番  | 永野裕夫君  | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君   | 12番 | 武藤清君  |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

|       |         |      |         |
|-------|---------|------|---------|
| 局長補佐  | 伊藤 牧子 君 | 議事係長 | 前田 利実 君 |
| 庶務係主事 | 江口 舞 君  | 主事補  | 公文愛里沙 君 |
| 主幹    | 宮口 佑司 君 | 財政係長 | 池 正澄 君  |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                |         |                  |         |
|----------------|---------|------------------|---------|
| 市長             | 泥谷 光信 君 | 副市長              | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 山本 豊 君  | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 野村 仁美 君 |
| 企画財政課長         | 早川 聡 君  | 総務課長             | 木下 司 君  |
| 危機管理課長         | 岡田 敦浩 君 | 消防長              | 上原 由隆 君 |
| 市民課長           | 二宮 真弓 君 | まちづくり対策課長        | 横山 周次 君 |
| 観光商工課長         | 倉松 克臣 君 | 農林水産課長補佐         | 和泉 政彦 君 |
| 教育長            | 弘田 浩三 君 |                  |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成28年土佐清水市議会定例会4月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

4月会議の審議期間につきましては、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、4月会議の審議期間は本日1日間と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により 5 番浅尾公厚君、7 番小川豊治君を指名いたします。

日程第 3、市長提出報告第 6 号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）」から報告第 10 号「専決処分した事件の報告について（住宅使用料の債権放棄について）」までの報告 5 件及び議案第 43 号「宿泊温泉施設足摺テルメの指定管理者の指定について」の議案 1 件、計 6 件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。

本日ここに、平成 28 年土佐清水市議会定例会 4 月会議の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、4 月 14 日以降、熊本県を中心に相次いで発生している地震により、亡くなられた方々とそこそご遺族に対しまして、お悔やみを申し上げますとともに、被災者の皆様方に心からお見舞いを申し上げます。この九州地方で群発している地震の終息と、これ以上の被害が出ないことを願い、あわせて連日連夜、不眠不休で懸命の救援・救助活動に当たられている自衛隊や警察・消防をはじめ、関係者の皆様の安全を心からお祈りいたします。

市民の皆様におかれましては、ぜひ「南海トラフ地震・津波」に置きかえて、避難方法などの再確認と「いざという時」の心構えについて、家族・ご近所・職場で、もう一度話し合っしてほしいと思います。

市といたしましてもこの間、危機管理課を中心とした情報収集や、消防本部におきましては、国からの要請に基づき、救援活動へ水槽つきポンプ車 1 台と隊員 4 名の出動態勢を整え、待機させております。さらに職員に対しましては、新年度からの災害対策本部編成と職員初動マニュアルの徹底、また被災地には、日本赤十字社を通じて義援金を贈ることなども検討しているところであります。

議員各位のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、平成 28 年度がスタートして半月余りが経過いたしました。今年度は、一般職 8 名、栄養士 1 名、消防士 2 名の計 11 名を採用し、去る 4 月 1 日には一人一人に辞令を手渡し、責任感と気概を持って職務に励むよう訓示を行いました。また、2 週間が経過した 4 月 15 日には、新採職員との意見交換会を開催して、積極的に市民の皆様とかかわり、常に「市民目線」で物事を考えること、コミュニケーション能力を鍛えること、プロ意識を持って専門性を高めること、この 3 点について要請するとともに、若者らしく柔軟な発想で仕事に取り組むことで、

組織がより活性化されることを期待し、また彼らの活躍がこの「ふるさと」を支え、未来に続く土佐清水市の形をつくっていくことを願うところであります。

なお、今回の広報「とさしみず5月号」におきまして、新規採用職員の紹介記事を掲載させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、ふるさと元気寄附金についてであります。

この件につきましては、さきの3月会議で仲田議員から一般質問があり、企画財政課長が答弁させていただいたところです。ご承知のとおり、この寄附制度は、「今は都会に住んでいても、ふるさとを応援したい、元気にしたい」などの思いを生かすための制度で、近年は寄附者への返礼品が、豪華な特典競争によって自治体間の競争を激化させ、「制度本来の趣旨から逸脱するものではないか」との指摘や、国からは良識ある対応を要請されてきたことなどから、本市ではこれまで過度な返礼を控え、節度・良識ある運用に努めてきたところです。

しかしながら、平成27年度は県内でも奈半利町の約13億円を筆頭に、寄附金額が億単位の自治体が相次ぐ中、本市は400万円余りで県内の市町村の中では低い寄附金額でありました。このようなことから、これまでの本制度に対する考え方を転換し、全国的な潮流に合わせた取り組みをこの4月から開始したところです。全国の自治体の情報を掲載しているポータルサイトにより、インターネットでの申し込み、クレジット決済を導入し、寄附者の利便性の向上を図るとともに、庁内ワーキンググループで特産品等の洗い出し・選定を行い、返礼品を充実させたことなどにより、運用開始2週間で244件、計263万5,000円の寄附申し込みがあったところです。

今後もさらなる返礼品の充実を図り、応援の輪が広がりますよう皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、ご提案いたしました各案件につきまして、ご説明申し上げます。

報告第6号から第9号までの4件につきましては、法改正に伴い、関連する条例の一部改正を平成28年3月31日に専決処分した報告であります。

報告第10号は、土佐清水市債権管理条例に基づき、住宅使用料の債権放棄を平成28年3月31日に専決処分した報告であります。

議案第43号は、宿泊温泉施設足摺テルメの指定管理者であります株式会社アクトリゾートの代表者変更等に伴い、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたしますので、何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただ今から議案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案等に対する内容説明を求めることに決しました。

報告第6号「専決処分した事件の報告について(土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について)」から報告第10号「専決処分した事件の報告について(住宅使用料の債権放棄について)」までの報告5件及び議案第43号「宿泊温泉施設足摺テルメの指定管理者の指定について」の議案1件、計6件の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長 木下 司君登壇)

○総務課長(木下 司君) 皆さん、おはようございます。

条例案等について説明をいたします。

議案綴りをお願いいたします。

報告第6号「専決処分した事件の報告について(土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について)」議案綴りの1ページから7ページです。

地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正が平成28年3月31日に公布されたことにより、第1条では、特定一般医療品等購入費の医療費控除の特例の創設、法人市民税法人税割の税率の引き下げ、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について、わがまち特例が導入されたことに伴い、特例割合を定めるもの。

また、第2条では、市たばこ税の旧3級品の特例税率が廃止され、平成28年4月1日から、平成31年4月1日までに4段階で税率を改正する経過措置に係る改正附則について、第19条の改正に伴う規定の整備の条例の一部改正について、平成28年3月31日に専決処分したとの報告です。

報告第7号「専決処分した事件の報告について(土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)」議案綴りの8ページから9ページです。

地方税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴い、国民健康保険の保険税課税限度額について、基礎部分を54万円に、後期高齢者支援分を19万円にそれぞれ2万円ずつ引き上げる。

国民健康保険税の軽減判定所得の基準を見直し、軽減対象を拡大する条例の一部改正について、平成28年3月31日に専決処分したとの報告です。

報告第 8 号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」議案綴りの 10 ページから 11 ページです。

地方公務員法及び地方独立行政法人等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中の引用法令の項ずれが生じました。市長の専決処分事項の指定について（4）の既存条例の趣旨に変更を及ぼさない程度の改正に該当するため、条例の一部改正について、平成 28 年 3 月 31 日に専決処分したとの報告です。

報告第 9 号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について）」議案綴り 12 ページから 13 ページです。

行政不服審査法の改正及び施行に伴い（議事についての調書）第 12 条の「前 3 条」を「第 7 条から第 9 条まで」に変更及び平成 28 年 3 月 28 日条例第 15 号の附則第 2 項について、平成 28 年 4 月 1 日以後に適用になる公示等を明示し、同日前に公示等がなされた場合は従前の例によることを規定する条例の一部改正について、平成 28 年 3 月 31 日に専決処分したとの報告です。

報告第 10 号「専決処分した事件の報告について（住宅使用料債権の放棄について）」議案綴り 14 ページから 15 ページです。

土佐清水市債権管理条例第 16 条第 1 項第 5 号に基づき、専決処分しており、債権の概要は平成 2 年度から平成 3 年度、個人 1 名、債権放棄額で 17 万 2 400 円を平成 28 年 3 月 31 日に専決処分したとの報告です。

議案第 43 号「宿泊温泉施設足摺テルメの指定管理者の指定について」議案綴りの 16 ページです。

株式会社アクトリゾートより定款及び代表者等が変更する旨の届け出があり、土佐清水市指定管理者選定委員会で審議した結果、土佐清水市公の施設に係る指定手続等に関する条例第 5 条に規定する事業効果が最も期待できる団体として認められるため、議会の議決を経て再指定するものです。

以上、ご審議につきまして、よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、議案等に対する内容説明を終わります。

ただ今から質疑に入ります。

なお、4 月会議における質疑につきましては、通告制をとっておりませんので、発言のある方は自席でお願いをいたします。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第43号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決しました。

議案第43号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第43号「宿泊温泉施設足摺テルメの指定管理者の指定について」を採決いたします。

議案第43号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたします。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 4月会議終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

この4月会議に提案いたしました議案につきましては、全会一致で承認可決をいただき、まことにありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。

さて、高知県下11名の市長がそろい、第129回高知県市長会議が明日、土佐清水市で開催されます。この会議では、各市から事前に出された要望事項27議案について審議されますが、土佐清水市からは医師確保対策、検診の充実、再生可能エネルギー事業の法整備についての3件の議案を提案しており、高知県市長会議事務局で議案整理を行った上、5月19日、松山市で開催される第140回四国市長会議、さらには、6月8日に開催予定の全国市長会議で

それぞれ意見反映を行ってまいります。今後におきましても、事あるごとに地方の声を絶えず国へ届けてまいります。

最後に、冒頭の提案理由説明でも詳しく触れましたが、改めて熊本県を震源とした地震により、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

あわせて、一日も早い復興をご参集の皆様とご祈念をいたしまして、4月会議終了のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（永野裕夫君） これをもちまして、平成28年土佐清水市議会定例会4月会議を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前10時19分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員